

「施設園芸省エネ化緊急対策事業」に係る Q&A

(令和 7 年 2 月 28 日現在)

問 1 本事業を実施する背景と目的は何か。

(答)

本県の施設園芸では、燃料価格高騰により生産コストが増加し、農家経営を圧迫している。

本事業では、燃料価格高騰の影響を受けた施設園芸農家に対し、燃料経費や化石燃料削減につながる省エネ機器の導入等を支援し、持続可能な栽培体系への転換を図ることを目的とする。

問 2 事業実施に当たっての要件は何か。

(答)

燃料経費や化石燃料削減に取り組む施設園芸の生産者であることに加え、セーフティネットに加入済み又は今後加入の意思があること、他の事業で採択された事業でないことを要件とする。

①燃料経費もしくは重油使用量の削減に取り組むこと

②セーフティネット

セーフティネット（収入保険制度等）に加入済み又は今後加入の意思があること

③他の事業との重複

県や市町村から採択を受けた事業でないこと

問 3 事業実施主体は誰か。受益農家が 3 戸以上といった要件があるのか。

(答)

事業実施主体は、農業者の組織する団体（3 戸以上）もしくは農地所有適格法人（正規雇用の従業員※3 人以上）とする。

なお、事業申請時には、事業実施主体の代表者や会計責任者の定めなどが記載された規約等の添付をお願いする。

※年間 150 日以上農業従事があること

問 4 農業者の組織する団体は、地域を超えて組織することは可能か。

(答)

省エネに関する情報共有や勉強会等組織としての活動を実施する場合は、地域を超えて組織することができるものとする。

問5 どのようなものが補助対象となるのか。

(答)

補助対象は次のものとする。

- ・ヒートポンプ（設置費用を含む）

以下は、木質バイオマス加温機利用者に限る。

- ・ヒートポンプ（設置費用を含む）
- ・重油暖房機（設置費用・付帯装備（ダクト・4段サーモ等）を含む）

※ヒートポンプと一体的に導入する場合に限る。

※重油加温機の導入台数は、当該ハウスで使用している木質バイオマス加温機の台数以内とし、導入する重油加温機的能力は、既存加温機的能力と併せて当該ハウスに必要な熱量をまかなえる能力までとする。

- ・撤去費

※木質バイオマス加温機を転換する場合に事業遂行上必要な場合に限る。

※木質バイオマス加温設備の撤去費が対象。

※撤去のみや重油加温機の撤去費は対象外。

問6 木質バイオマス加温機利用者が重油暖房機を導入する際の「ヒートポンプと一体的に導入する」とはどのようなことか。

(答)

利用効率が上がるよう、ヒートポンプと重油加温機が連動して稼働できる状態にしていきたい。

問7 木質バイオマス加温機を省エネ機器と一体的に重油加温機に転換する場合、重油加温機的能力に制限はあるか。

(答)

木質バイオマス加温機的能力以上の重油加温機への転換については、以下の条件を満たす場合に可能とする。

重油加温機の導入台数は、当該ハウスで使用している木質バイオマス加温機の台数以内とし、導入する重油加温機的能力は、既存加温機的能力と併せて当該ハウスに必要な熱量をまかなえる能力までとする。

問 8 木質バイオマス加温機利用者に限り補助対象が異なるのはなぜか。

(答)

木質バイオマス加温機の燃料である木質ペレットは、原料価格の高騰等を受け大きく値上がりしている。このため、燃料経費の大幅な削減が見込まれることから、ヒートポンプと一体的に導入することを条件に、木質バイオマス加温機から重油加温機への転換も対象としている。

問 9 省エネ機器の更新（いわゆる単純更新）も可能か。

(答)

省エネ機器の再整備の場合、更新（いわゆる単純更新）は補助対象としないが、送風能力、エネルギー消費効率、加温能力など機能向上を伴う再整備は可能とする。

問 10 セーフティネットについて、必ず加入する必要があるのか。

(答)

生産施設の気象災害や販売額減少等のリスクに備えるため、事業実施後に有効な方法としてセーフティネットに加入していただきたい。

なお、現在の加入状況や今後の意思是、個人ごとに計画書で確認することになっているため、計画書に記載をお願いする。

問 11 取組要件の対象となるセーフティネット制度はどのようなものがあるか。

(答)

収入保険、野菜価格安定制度等が対象となる。

問 12 業者決定に際し入札は必要か。

(答)

事業費の低減を図るため、原則、入札により業者は決定していただきたい。

問 13 同一事業主体内で省エネ機器等の機種が異なることは可能か。

(答)

事業費の低減を図るため、同一規格（能力）のものについては、原則、事業主体内で機種（メーカー）を統一していただきたい。

問 14 同一事業主体内で業者が異なることは可能か。

(答)

事業費の低減を図るため、業者については、原則、事業主体内で統一していただきたい。

しかし、地域をまたがって団体を組織した場合などで、事業主体内で業者を統一しないほうが、事業費の低減につながる場合は、別途相談いただきたい。

問 15 予算規模を超える要望があった場合はどうなるか。

(答)

燃料経費削減効果の高いものから予算の範囲内で採択を行う。このため、燃料経費削減効果の積算根拠を添付いただきたい。

また、燃料経費については、木質ペレット購入費やA重油購入費、電気料金にて積算いただきたい。

なお、燃料の安定供給に課題を抱える木質バイオマス加温機からの転換を優先する。